

令和 4 年

第 1 回東京都議会定例会議案(5)

令和 4 年 3 月

東京都

目 次

第113号議案 令和4年度東京都一般会計補正予算（第1号）	頁 3
-------------------------------------	--------

第 1 1 3 号 議 案

令和 4 年度東京都一般会計補正予算（第 1 号）

目 次

予算総則	頁 7
第 1 号 歳入歳出予算補正	8
歳入	8
歳出	9
第 2 号 都債補正	10

令和4年度東京都一般会計補正予算

予 算 総 則

令和4年度東京都一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ25,197,905千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,826,197,905千円と定める。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1号歳入歳出予算補正」による。

（都債の補正）

第2条 地方自治法第230条第1項の規定による都債を追加し、その起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2号都債補正」による。

令和4年3月18日提出

東京都知事 小 池 百 合 子

第 1 号 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円) 8

科 目		既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款	項			
08 国庫支出金		742,187,121	292,000	742,479,121
	02 国庫補助金	509,238,106	292,000	509,530,106
11 繰入金		567,250,117	20,745,905	587,996,022
	03 基金繰入金	555,397,333	20,745,905	576,143,238
13 都債		294,568,000	4,160,000	298,728,000
	01 都債	294,568,000	4,160,000	298,728,000
歳 入 合 計		7,801,000,000	25,197,905	7,826,197,905

歳出

科 目		既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款	項			
02 総務費		234,806,000	126,831	234,932,831
	05 区市町村振興費	107,187,749	126,831	107,314,580
06 環境費		118,426,000	3,497,405	121,923,405
	02 環境保全費	105,814,000	3,497,405	109,311,405
07 福祉保健費		1,698,873,000	817,245	1,699,690,245
	04 生活福祉費	44,631,000	817,245	45,448,245
08 産業労働費		569,516,000	20,643,879	590,159,879
	03 商工業振興費	491,066,000	19,923,616	510,989,616
	04 農林水産費	25,685,000	140,897	25,825,897
	05 労働費	46,415,000	579,366	46,994,366
10 港湾費		106,937,000	112,545	107,049,545
	03 島しょ等港湾整備費	22,573,000	112,545	22,685,545
歳 出 合 計		7,801,000,000	25,197,905	7,826,197,905

第2号 都債補正

(単位 千円) 10

(1) 起債の目的及び起債限度額					(2) 起債の方法				
番号	起 債 の 目 的	起 債 限 度 額							
		既起債限度額	今回補正額	計					
21	金融事業費	0	4,160,000	4,160,000					
	合 計	294,568,000	4,160,000	298,728,000					
					(3) 利率				
					証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。				
					証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。				
					(4) 償還の方法				
					年9.9%以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年15.0%以内				
					(5) 償還の方法				
					起債のときから据置期間を含め40年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。				
					(5) その他				
					ア (1)に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額を埋めるために必要な金額を起債限度額に加算した金額を、その起債限度額とする。				
					イ 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、(1)の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。				
					ウ 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本号に定める条件によって起債することが				

	できる。 本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。 エ 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。 オ 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、(1)に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。